

平成25年1月

特定口座をご利用のお客様へ

株式会社 北海道銀行

### 特定口座内の損益通算による税金の還付について

平成22年1月より、特定口座（源泉徴収あり）内で株式投資信託の譲渡損と普通分配金との損益通算が可能となりました。当該損益通算は年1回、お取引の翌年1月に行われます。

これに伴い、下記の条件を満たしたお客様につきまして、損益通算による税金を還付いたします。

本件にかかる還付金の額等につきましては、1月下旬にご郵送予定の「特定口座年間取引報告書」をご参照願います。

### 記

#### 1. 還付金お支払の条件（以下のすべてを満たしたお客様）

平成24年12月末現在で特定口座（源泉徴収あり）をご利用のお客様。

平成24年に当行の特定口座（源泉徴収あり）における株式投資信託の売却にかかる年間損益が損失であるお客様。

平成24年に当行の特定口座（源泉徴収あり）で受取った株式投資信託の普通分配金があるお客様。

#### 2. お支払い日

平成25年1月9日（水）

#### 3. お支払い口座

お客様の投資信託にかかる指定預金口座

お通帳の摘要欄は「トウシシntax」と記載されます。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

お客様の投資信託のお取引店

または

北海道銀行リテール推進室

フリーダイヤル：0120-950-060（「\*2」を選択してください）

受付時間：午前9:30～午後5時（土・日・祝日は除きます）